

岩手県農業農村整備事業関係 週休2日工事実施要領

(目的)

第1 本実施要領は、岩手県農業農村整備事業関係の県営建設工事における週休2日を確保する工事を実施するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

作業日数内において以下に定める現場閉所を行うことをいう。

ア 週単位の週休2日

作業日数内の全ての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上の現場閉所を行うことは可能とする。細目は、以下(ア)、(イ)に定めるところによる。

(ア) 完全週休2日（土日祝）

作業日数内の全ての週において、現場閉所を土日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日に指定し、同一週にそれらに相当する日数以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、事前の協議等により、災害対応や地元調整等から土日祝の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少なくなる場合など、受注者の責によらず土日祝に施工を行わざるを得ない場合は、土日祝に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。

受注者の責によらず、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日祝に施工が必要な場合があることから、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。土日祝に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間にそれらに相当する日数以上の現場閉所を行うものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間、祝日からその翌日に跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日（土日祝）を達成しているとみなす。

(イ) 完全週休2日（土日）

作業日数内の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、事前の協議等により、災害対応や地元調整等から土日の施工が指定された場合、悪天候により稼働日数が極端に少くなる場合など、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を同一週に指定するものとする。

受注者の責によらず、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合があることから、1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。

イ 月単位の週休2日

作業日数内の全ての月毎に現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

ウ 通期の週休2日

作業日数内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

(2) 週休2日工事

岩手県が発注する農業農村整備事業関係の工事のうち、週休2日に取り組む工事をいう。

(3) 現場閉所

現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して作業を一切行わないことをいう。ただし、現場安全点検（巡視）作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 作業日数

実工期から以下の日数を除いた日数をいう。

ア 準備及び後片付け期間

イ 年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間

ウ 夏季休暇分として土日以外の3日間

エ 工場製作のみを実施している期間

オ 工事全体を一時中止している期間

カ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等

(5) 実工期

工事開始日（余裕期間が終了した日）から工事完成日（受注者が工事完成届を提出する日）までの期間をいう。

(6) 週休2日交替制

ア 週単位の週休2日交替制

作業日数内の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日を確保する取組をいう。細目は、以下（ア）、（イ）に定めるところによる。

（ア）完全週休2日交替制（土日祝）

作業日数内の全ての週において、技術者及び技能労働者の休日数が、その週に含まれる土日祝に相当する日数以上の休日を確保した状態をいう。

（イ）完全週休2日交替制（土日）

作業日数内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準の状態をいう。

イ 月単位の週休2日交替制

作業日数内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

ウ 通期の週休2日交替制

作業日数内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準の状態をいう。

【第Ⅰ編】現場閉所による週休2日

(対象工事)

第3 週休2日工事の対象は、岩手県が発注する土地改良事業等請負工事積算基準及び土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）を適用する全ての工事とする。

(実施手続)

第4 発注者は、全ての工事を対象に、発注者指定型により発注することを原則とし、入札公告の際、特記仕様書（別紙1記載例参照）に週休2日工事の対象であることを明示するものとする。なお、発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事は除く。

(1) 発注者指定型

発注者が、週休2日工事に取り組むことを指定する方式

受注者は、週単位又は月単位の週休2日の取り組みについて工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議する（通期の週休2日は必須）

2 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に、週休2日の取組を工事打合せ簿で監督職員に報告するものとし、その取扱いは以下のとおりとする。

(1) 週休2日の取組の対象期間は、作業日数内とする。

(2) 対象期間中は、休工日を明示した実施工程表を作成し、毎月の工事履行報告書提出時において、実施工程表に休日取得状況（現場閉所実績）を記入し、発注者の確認を受ける。また、実施工程表で定めた休日においては、下請企業を含む工事現場の全労働者を休日とする。

(3) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は休工日を翌日以降の作業予定日に振り替えできるものとする。

(4) 休工日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合、現場状況から交通規制が必要となり、交通誘導員を配置するものの、その他的一切の現地作業を行わない場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。

(5) 夜間作業など、出勤から作業終了まで曜日を跨ぐ場合、作業終了時間から24時間以上の現場閉所を確保できれば、現場閉所を開始した曜日を現場閉所日と取り扱うことができる。

3 受注者は別紙3を参考に、週休2日工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。（A3判程度）

4 工事契約後、週単位の週休2日の取組にあたって、受注者の責によらず土日祝又は土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日祝又は土日に代わる現場閉所日を指定するものとしている。ただし、災害対応等で土日祝又は土日に代わる代替日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

5 やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

6 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

(発注者の取組内容)

第5 ウィークリースタンス等を徹底することにより、受注者の週休2日の取組に協力すること。

2 発注者は受注者に対して週休2日確保の取組に支障が出ないよう、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等に柔軟に対応する。

3 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示等を行ってはならない。

4 発注者による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

(週休2日の実施報告)

第6 受注者は、週休2日に取り組んだ結果について、工事完成届を提出する日の20日前（土日等含む）までに、以下の書類を監督職員に提出するものとする。

- (1) 現場閉所日が記載された実績工程表
- (2) 休日が確保されていることがわかる資料（下請企業を含む、作業日報や週報、出勤簿等のいずれか）

(工事成績評定における評価、達成証明)

第7 発注者は、週休2日を達成した場合は、請負工事施工成績評定要領の別記様式第1「工事成績採点表」における考查項目「9. 働き方改革特別加点」において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。

- (1) 完全週休2日（土日祝）の達成 評定点合計に追加で2点加点評価
- (2) 完全週休2日（土日）の達成 評定点合計に追加で1.5点加点評価
- (3) 月単位の週休2日の達成 評定点合計に追加で1点加点評価
- (4) 明らかに受注者側の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、2点の減点評価

2 発注者は、週休2日の達成が確認できた場合、完成検査終了後に現場の閉所状況に応じた週休2日達成証明書（別紙2参照）を主任技術者（又は監理技術者）1名に発行するものとする。

(工事費の積算)

第8 当初の予定価格の算定において、それぞれの経費に第3項で定める月単位の補正係数を乗じるものとする。また、市場単価方式・土木工事標準単価における補正については、第4項で定める補正係数を乗じるものとする。

2 現場閉所の達成状況を第6の規定に基づく週休2日実施報告により確認後、週単位の週休2日を達成したものについては、週単位の週休2日の補正係数に変更し、また、月単位の週休2日が未達成のものについては補正係数を除した変更を行うものとし、契約書別記の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

3 補正係数

	週単位の週休2日 (現場閉所 1週間に 2日以上)	月単位の週休2日 (現場閉所率 28.5% (8日/28日以上))
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

4 市場単価方式・土木工事標準単価における補正係数

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	週単位	月単位
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00

	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防護網)		1.01	1.01
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・ 移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付杵工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	週単位	月単位
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01

【第Ⅱ編】交替制による週休2日

(対象工事)

第9 岩手県が発注する土地改良事業等請負工事積算基準及び土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）を適用する工事のうち、災害復旧など工期に制約等を受ける工事及び、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事を対象とする。

(実施手続)

第10 発注者は、受注者希望型により発注することを原則とし、入札公告の際、特記仕様書（別紙1記載例参照）に週休2日工事の対象であることを明示するものとする。

(1) 受注者希望型

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取り組む旨を報告した上で取り組む方式

週休2日の取組を希望する受注者は、交替制による週単位又は月単位の週休2日の取り組みについて工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議する（交替制による通期の週休2日は必須）

2 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に、週休2日の取組を工事打合せ簿で監督職員に報告するものとし、その取扱いは以下のとおりとする。

(1) 週休2日の取組の対象期間は、作業日数内とする。

(2) 対象期間中は、休工日を明示した実施工程表を作成し、毎月の工事履行報告書提出時において、実施工程表に休日取得状況（休日率）を記入し、発注者の確認を受ける。

(3) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は休工日を翌日以降の作業予定日に振り替えできるものとする。

(4) 休工日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合、現場状況から交通規制が必要となり、交通誘導員を配置するものの、その他的一切の現地作業を行わない場合は、休日として取り扱うことができる。

(5) 夜間作業など、出勤から作業終了まで曜日を跨ぐ場合、作業終了時間から24時間以上の休日を確保できれば、休日を開始した曜日を休日と取り扱うことができる。

3 受注者は別紙3を参考に、週休2日工事である旨を工事掲示板等の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。（A3判程度）

4 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

5 やむを得ず交替制による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。

6 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

(発注者の取組内容)

第11 ウィークリースタンス等を徹底することにより、受注者の週休2日の取組に協力すること。

2 発注者は受注者に対して週休2日確保の取組に支障が出ないよう、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等に柔軟に対応する。

3 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め休日における作業が生じるような指示等を行ってはならない。

4 発注者による休日取得状況の確認は月1回程度を目安とし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

(週休2日の実施報告)

第12 受注者は、週休2日に取り組んだ結果について、工事完成届を提出する日の20日前（土日等含む）までに、以下の書類を監督職員に提出するものとする。

- (1) 休日率が記載された実績工程表
- (2) 技術者及び技能労働者の休日率の達成状況が確認できる既存資料等（下請企業を含む、出勤簿、工事日誌、休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）

(工事成績評定における評価、達成証明)

第13 発注者は、週休2日を達成した場合は、請負工事施工成績評定要領の別記様式第1「工事成績採点表」における考查項目「9. 働き方改革特別加点」において、当該各号に定めるとおり評価するものとする。

- (1) 完全週休2日（土日祝）の達成 評定点合計に追加で2点加点評価
- (2) 完全週休2日（土日）の達成 評定点合計に追加で1.5点加点評価
- (3) 月単位の週休2日の達成 評定点合計に追加で1点加点評価
- (4) 週休2日を達成できなかった場合の工事成績は減点なし

2 発注者は、休日率が28.5%（8日／28日）以上の達成が確認できた場合、完成検査終了後に休日取得状況に応じた週休2日達成証明書（別紙2参照）を主任技術者（又は監理技術者）1名に発行するものとする。

(工事費の積算)

第14 当初の予定価格の算定において、それぞれの経費に第3項で定める交替制による月単位の補正係数を乗じるものとする。また、市場単価方式・土木工事標準単価における補正については、第4項で定める補正係数を乗じるものとする。

2 休日率の達成状況を第12の規定に基づく週休2日実施報告により確認後、週単位の週休2日交替制を達成したものについては、交替制による週単位の週休2日の補正係数に変更し、また、月単位の週休2日交替制が未達成のものについては補正係数を除した変更を行うものとし、契約書別記の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

3 補正係数

	交替制による 週単位の週休2日 (休日率28.5% (2日/7日以上))	交替制による 月単位の週休2日 (休日率28.5% (8日/28日以上))
労務費	1.02	1.02
現場管理費（率分）	1.03	1.02

4 市場単価方式・土木工事標準単価における補正係数

第I編第8第4項の規定による。

(その他)

第15 発注者は、週休2日工事の取組について、予定及び実績を農村計画課技術指導担当に報告するものとする。

(補則)

第16 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則（平成 30 年 7 月 13 日付け農計第 341 号）

この要領は、平成 30 年 7 月 13 日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 7 日付け農計第 1 号）

この要領は、令和元年 6 月 1 日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日付け農計第 753 号）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、週休 2 日達成証明書の発行については、適用日以前に達成済みの工事にも適用する。

附 則（令和 2 年 6 月 25 日付け農計第 279 号）

この要領は、令和 2 年 7 月 1 日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則（令和 3 年 9 月 29 日付け農計第 432 号）

この要領は、令和 3 年 10 月 1 日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則（令和 3 年 11 月 12 日付け農計第 513 号）

この要領は、令和 4 年 1 月 1 日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則（令和 4 年 8 月 31 日付け農計第 361 号）

この要領は、令和 4 年 10 月 1 日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 6 日付け農計第 769 号）

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日以降、入札公告に付する工事に適用する。ただし、第 9 については、令和 4 年 4 月 1 日以降完成した工事から適用する。

附 則（令和 5 年 6 月 6 日付け農計第 204 号）

この要領は、令和 5 年 7 月 1 日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則（令和 6 年 9 月 19 日付け農計第 378 号）

この要領は、令和 6 年 10 月 1 日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則（令和 7 年 11 月 6 日付け農計第 415 号）

この要領は、令和 7 年 12 月 1 日以降、入札公告に付する工事に適用する。

附 則（令和 8 年 1 月 28 日付け農計第 565 号）

この要領は、令和 8 年 2 月 1 日以降、入札公告に付する工事に適用する。